

令和4年 3月 4日

保護者の皆様

犬山市立犬山北小学校
校長 神谷 勝治

令和4年度 通学班出発時刻について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和4年度の通学班の出発時刻を裏面のように考えています。12月臨時保護者会・1月PTA委員総会での説明と共に、教職員の勤務時間を5分早める対応も決定してきました。

8月のアンケート調査(質問4)では、集合時刻を「全くずらせない」という回答は6人(1.8%)でした。今回の提案を受けて、時刻の変更に關して不都合がある場合は、PTA地区委員の方とご相談ください。また、学校でもご意見を承り、地域と共に解決策を検討したいと思います。

裏面R4出発時刻に不都合がある場合は、3/9～11の保護者会終了後に職員室にお立ち寄りください。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 通学班 出発時刻試行に関するアンケート結果

●回答数：329/410 (PTA会員数)

●質問4「出発時刻を遅らせる許容範囲」

質問4/質問3	賛成	反対	どちらとも言えない	グラフ	合計
5分以下	6 (1.8%)	18 (5.5%)	15 (4.6%)	15.4 46.2 38.5	39 (11.9%)
6～10分	62 (18.8%)	2 (0.6%)	59 (17.9%)		123 (37.4%)
11～15分	72 (21.9%)	0 (0.0%)	20 (6.1%)		92 (28.0%)
16～20分	30 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)		32 (9.7%)
21分以上	35 (10.6%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)		37 (11.2%)
全くずらせない	0 (0.0%)	6 (1.8%)	0 (0.0%)		6 (1.8%)
合計	205 (62.3%)	26 (7.9%)	98 (29.8%)	62.3 7.9 29.8	329 (100.0%)

「全くずらせない」という方の人数は、個別対応が可能な範囲だと言えるか。

2 通学班に係る役割分担

1) PTA地区委員と学校で協議

- ・ 班の編成 (班の分割・班の統合・男女比・学年比 等)

2) PTA地区委員の役割 ※お困りの案件は、学校にご相談ください。

- ・ 班長の任期 (半年 or 通年)
- ・ 集合場所の交渉
- ・ 集合、出発時刻の決定
- ・ 遅れた児童に対しての対応 (班長への過度な負担を避けるため、迎えに行かない方がよいのではないかと学校は判断しています)

3) 学校の役割

- ・ 通学路の決定
- ・ 集合場所の決定
- ・ 班長の決定
- ・ 到着時刻の決定 (出発時刻の示唆)

3 質問への回答

Q: そもそも、到着時刻が早いと何がいけないのか

A: 8:55に1時間目が始まります。登校(7:50～8:05)後、それまでの時間を諸活動で埋めています。もともと、学校には、こんなに早く登校してもらわなくてもよいのです。

学校到着から始業までの時間帯は、教育活動に密接な範囲であるため、勤務時間前ですが、管理職を含め2人が職員室で待機しています。しかし、8:05には、538人がほぼ登校し終えているため、非常に手薄な状態です。

一般的に始業前に発生する事故に対して、常に学校の責任を追及されるわけではありません。つまり、責任の所在が明確でない時間帯だと言えます。

責任の所在を明確にしにくい時間をカバーするために、教職員のボランティアが常態化しています。

登校時刻に絡む内容は、長く慣習として続いてきたことなので、短期間で解決することは難しいのですが、時間を掛けて保護者・地域と共に考えていきたいです。

4 変更を提案する理由 等＜保護者アンケートの内容を含む＞

＜子ども＞

- ・睡眠時間の確保
- ・身支度の時間の確保
- ・登校渋りの児童数の増加
- ・朝食
- ・下校時刻が5分早くなる
- ・給食開始時刻までの空腹感
- 等

＜学 校＞

- ・登校後の安全向上
- ・授業準備の時間確保
- ・勤務時間の適正化
- ・給食時間の延長
- ・職場環境の改善による次世代の人材確保
- 等

＜デメリット＞

- ・保護者の出勤時刻との関係
- ・教職員の勤務開始時刻変更
- ・児童クラブの人員確保
- 等

＜付随する変更点＞

- ・下校時刻が5分早まる
- ・給食が5分延長できる
- ・班長が1年生を迎えに行かない
- ・1年生の単独下校がなくなる
- 等

内田西は、内田防災公園から算出した

5 令和4年度通学班出発時刻（案）

番号	通学班名		R 3 出発	R 4 出発	所要平均	番号	通学班名		R 3 出発	R 4 出発	所要平均		
1	丸山 5	1	7:30	7:35	0:33	15	内田西		7:45▲	▲7:55	0:11		
		2			0:34	16	内田南 1		7:55	○7:55	0:09		
		3			0:30		内田南 2	1	7:45▲	▲7:55	0:22		
		4			0:30			2			0:15		
2	丸山 3・4	1	7:35	○7:35	0:34		内田南 3	1			0:11		
2	0:36	2	0:12										
3	丸山天白西		7:35	7:40	0:27	17	内田南 4		7:50	7:55	0:13		
4	丸山天白中		7:40	7:45	0:26		新道		7:55	8:00	0:06		
5	丸山天白東						18	新町		8:00	8:05	0:03	
6	丸山 1	7:35	7:40	0:22	練屋町								
	丸山 2				0:22	魚屋町							
7	天神町	1	7:25	7:30	0:30	19		枝町					7:50
		2	7:25	7:30	0:32		熊野町						
8	南丸山					20	御幸町		7:50	7:55	0:10		
9	東松本町 1	1	7:35	7:40	0:30	21	鍛冶屋町		7:55	8:00	0:05		
		2	7:35	7:40	0:31	22	西松本町		(7:45)	(7:50)	0:12		
		3	7:35	7:40	0:28		富士見町		7:50	7:55			
	東松本町 2		7:25	7:30	0:32	23	寺内町		7:50	7:55	0:12		
		東松本町 3	1A	7:25	7:30		0:38	24	中本町		7:50	7:55	0:07
			1B	7:25	7:30		0:37		下本町				
			3	7:25	7:30		0:40	25	上大本町		7:55	8:00	0:04
	4	26	坂下大本町					7:55	8:00	0:06			
	東松本町 4		7:30	7:35	0:33	27	大本町		7:55	8:00	0:05		
	レジデンス 1		7:25	7:30	0:38		下大本町						
レジデンス 2		0:44					西図師						
レジデンス 3													
10	余 坂		7:45	7:50	0:17	28	材木町		(7:50)	(7:55)	0:04		
11	ハイタウン		7:45	7:50	0:20		七軒町		7:55	8:00			
12	小島町		7:45	7:50	0:16		鵜飼町		7:55				
13	内田東	1	7:45	7:50	0:22	29	大手町		8:00	8:05	0:03		
		2			0:17		丸の内		8:10	○8:10	0:01		
14	内田北		7:40	7:45	0:23								

- ・ R 3 出発時刻から、5分のずれで収まるように設定しました。
- ・ 昨年度まで正確に所要時間を計測できていなかった可能性がありますので、一部の通学班では、前述のルールから外れています。○は変更なし、▲は5分を超えての変更です。